

洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び O 編
鋼船規則検査要領 B 編及び O 編

改正事項

洋上風力発電設備設置船に関する事項

改正理由

近年、世界的なエネルギー需要の増加及び地球温暖化に対する対策として、再生可能エネルギーに対する注目度が高まっており、中でも風力発電設備の設置数は増加の一途を辿っている。

風力発電設備は陸上又は洋上に設置されるが、一般的に風況が良好であり、大型の風力発電設備を設置することが容易な洋上に風力発電設備を設置するケースが多くなってきている。

これに伴って、洋上に風力発電設備を設置するための作業船の建造が増加していることから、洋上風力発電設備設置船に関する要件を規定した。

改正内容

- (1) 鋼船規則 O 編 1.3.2 に洋上風力発電設備設置船の定義を加えると共に、1.3.3 に規定する船舶の形式に甲板昇降型船舶及び半潜水型船舶を加えた。
- (2) 鋼船規則 O 編に 11 章「洋上風力発電設備設置船」を新設し、関連要件を規定した。
- (3) 鋼船規則 B 編 15 章「作業船に関する検査」に洋上風力発電設備設置船に関する検査要件を規定すると共に、甲板昇降型船舶に対する検査要件を規定した。